

# 沖縄県立与勝緑が丘中学校給食調理場の運営及び会計に関する規程

(趣旨)

第1条 この規定は、沖縄県立与勝緑が丘中学校給食調理場（以下「給食調理場」とする）の運営及び会計の処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給食の実施回数)

第2条 本校の行う学校給食は年間200食を基準とし、授業日の昼食時に実施するものとする。但し、学校行事その他学校運営上前述に依りがたい場合はその限りではない。

(給食費の負担について)

第3条 第3条 学校給食の実施に要する経費については、学校給食法第11条第2項により、生徒の保護者及び関係職員の負担とする。

(給食費の基準額)

第4条 給食費の基準月額を5,500円とする。これは中学校の生徒及び職員、調理室の委託業者職員等喫食者すべてを対象とする。

2 給食費の基準日額は、310円とする。これは、基準月額に11(月)を乗じ、200(日)で除した額とする。但し10円未満の端数については切り上げるものとする。

3 勤務形態等の諸事情により、前項の月額で給食費を納めることが相当でない職員の給食費については、同項の基準日額に給食を受ける日数を乗じた額とする。

(給食費の徴収時期)

第5条 給食費は、第4条第1項の月額を別表第1の通り徴収すること。月は別表第1のとおりとする。

(給食費の日割徴収及び還付)

第6条 給食費は次のいずれかに該当するとき日割で算定することができる。

- (1) 生徒及び職員が転入したとき。
  - (2) 生徒及び職員が死亡、転出したとき。
  - (3) 生徒及び職員が病気、事故その他やむを得ない事由で、給食を受けない日が休業日を除き連続して10日を超え給食停止届けを提出しているとき。
- 2 前項の日割算定期間は、第1号については事実発生の翌日から、第2号については事実発生の翌日まで、第3号については日割の事由について保護者からの届出を受理

した翌週の給食開始日までとする。

- 3 学校行事、学級閉鎖等その他の事由により給食を実施しなかった分の費用については、日割還付は行わず、学校給食に還元するものとする。但し、5日以上連続で学校閉鎖の場合は、学校給食運営委員会にて日割還付について協議し、決定する。
- 4 日割の算定について徴収額は、基準日額に喫食日数を乗じた額。還付額は、基準月額より基準日額に喫食日数を乗じた額を差し引いた額とする。
- 5 第1項第3号の給食休止届けについては、当該年度の3月31日までを有効期限とする。継続を希望する保護者は、届出を改めて学校へ提出しなければならない。

#### (給食費の減額算定)

第7条 食物アレルギー等の体質により、完全給食を受けることが出来ない旨の申出があった場合、届出を受理した翌週の給食開始日から、次の各項により給食費の減額を行うことができる。

但し、届出には完全給食を受けることが出来ない理由が記載された医師の診断書の添付を要する。また、教育的配慮や宗教等により、完全給食を受けることができない場合は、学校給食運営委員会にて協議し決定する。

- 2 給食費の減額は、下記各号の方法に限定する。
  - (1) 牛乳のみの給食によるもの
  - (2) 牛乳のみを除いた給食によるもの
- 3 減額の方法については下記のとおりとする。
  - (1) 前項第1号の月額については、当該年度の牛乳の単価に200(日)を乗じ、11(月)で除した額。但し、10円未満の端数は切り上げるものとする。
  - (2) 前項第2号の月額については、基準月額から上記(1)の金額を減じた額。
- 4 第2項において決定された内容は、対応開始の日から当該年度の3月31日までを有効期限とする。継続を希望する保護者は、第1項に掲げる書類を、改めて学校へ提出しなければならない。

#### (徴収済給食費の還付)

第8条 給食費の納入後に転出・減額等還付事由が生じた場合は、給食費の還付をすることができる。

- 2 給食費の還付は保護者の署名・押印のある受領書と引き換えに行うものとする。但し、やむを得ない場合はこの限りではない。
- 3 日割りの算定については、本規程第6条第4項による。

(給食費の経理取扱い)

第9条 納入された給食費は、与勝緑が丘中学校校長名義による金融機関普通預金口座により取り扱うものとし、出納状況は全て預金通帳で確認できるようにしなければならない。

2 取扱金融機関は沖縄銀行与勝支店とする。

(支出処理)

第10条 給食物資に係る経費の支出は、支出伺兼支払命令書に各業者の請求書を添付し、事前に伺いをたてなければ行うことができない。

2 前項の支出は月締めで行うものとし、支払いは翌月末日まで各業者が指定する口座振込で行うものとする。但し、やむをえない場合はこの限りでない。

3 経費の支出後は、支出伺兼支払命令書に振込依頼書又は領収書を添付し、支出の証拠書類とする。

(給食物資供給業者)

第11条 沖縄県学校給食会及び、同会が指定する学校給食用ミルク、パン及び麺類加工業者を除く業者から給食に係る物資を納入しようとするときは、納入物品や店舗等の衛生状況、本校の物資納入依頼に耐えうる適正な事業所規模及び運用を行っていることと認められる業者を選定し、また適時その状況であるか確認するよう努めなければならない。

(給食会計の経済的運用)

第12条 給食物資の購入にあつては、購入物品の市場状況に注意し、良質かつ経済的になるように努めなければならない。

(学校給食運営委員会)

第13条 学校給食の実施、運営、経理等に関することについて協議等が必要な場合は、適宜別に規定する学校給食運営委員会に諮らなければならない。

2 学校給食運営委員会は校長・中学教頭・事務長・教務主任・栄養教諭等・養護教諭・経理事務担当で組織し、必要に応じて学年主任、保護者代表等を加える。

3 本規定を改定する必要がある場合は、学校給食運営委員会に諮った後、職員会議で承認を受けなければならない。

(会計年度)

第14条 給食費の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(出納の閉鎖)

第15条 出納の閉鎖は翌年の4月30日とする。

(諸帳簿)

第16条 本規定に関して、会計年度毎に以下の通り諸帳簿を備えるものとする。

(1) 給食費徴収簿(諸会費日計簿)

(2) 給食費出納簿

附 則

この規定は、平成28年4月1日から施行する。

改正 平成30年4月1日から施行する。

改定 令和5年4月1日から施行する。

改定 令和6年4月1日から施行する。